

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 重要事項説明書

1. 本院は大阪府知事の指定を受けた居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導事業所です。
居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行なう医師は、下記の者です。

医療法人 弘善会 矢木脳神経外科病院代表者 医師 谷口 博克
2. 要支援、要介護の認定を受けられた方に対して、往診または訪問診療による計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、医師が利用者のケアマネージャーやサービス事業者への情報提供、並びに利用者及び家族への医学的観点からの指導助言を行ないます。
3. 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行なう曜日、時間は原則として下記の通りです。
月曜日 ～ 土曜日 9時00分 ～ 17時00分
① ただし、上記の曜日が国民の休日、及び年末年始の場合は休診とさせていただきます。
② 上記の曜日、時間で臨時休診する場合があります。
4. 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行なった場合、薬料や注射料、処置料、診察料、訪問診療料といった医療保険にかかる費用とは別に、介護保険制度において定められた利用料を1回につき、下記金額を徴収させていただきます。(ただし、いずれも1月に2回を上限とする)
なお、生活保護等公費受給者証をお持ちの方は、公費制度により負担金が補助される事もあります。

		1割	2割	3割
居宅療養管理指導(Ⅰ) ※医療保険で在医総管又は施医総管を算定していない場合	単一建物居住者 1人	515円	1,030円	1,545円
	単一建物居住者 2～9人	487円	974円	1,461円
	単一建物居住者 10人以上	446円	892円	897円
居宅療養管理指導費(Ⅱ) ※医療保険で在医総管又は施医総管を算定している場合	単一建物居住者 1人	299円	598円	897円
	単一建物居住者 2～9人	287円	574円	861円
	単一建物居住者 10人以上	260円	520円	780円

5. 交通費については頂いておりません。また、交通費以外の費用の徴収が必要になった場合は、その都度、説明させていただきます。
6. 介護サービス等全般にかかるご質問やご要望、苦情などがございましたら、お申し出ください。
また、苦情内容によっては行政窓口をご紹介するなど対応させていただきます。
7. 医師には利用者の守秘義務があり、個人情報 は外部に漏らしません。ただし、居宅療養管理指導は利用者が介護保険サービスを安心して受けていただく為に、サービス担当者会議等において、ケアマネージャーや他のサービス事業者の担当者に必要な情報を提供します。

◆ 居宅療養管理指導の提供開始にあたり、利用者に対して上記の重要事項を説明しました。

事業所名

医療法人 弘善会 矢木脳神経外科病院

所在地

〒537-0011
大阪市東成区東今里2-12-13

代表者

谷口 博克

説明者

◆ 私は事業所から、居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導についての重要事項の説明を受け、サービスを受けること、並びにその利用料を支払うことに同意します。また、サービス担当者会議などにおいて私並びに家族の個人情報を用いることに同意します。

利用者

代理人

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 重要事項説明書

1. 本院は大阪府知事の指定を受けた居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導事業所です。
居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行なう医師は、下記の者です。
- 医療法人 弘善会 矢木脳神経外科病院代表者

医師

谷口 博克
2. 要支援、要介護の認定を受けられた方に対して、往診または訪問診療による計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、医師が利用者のケアマネージャーやサービス事業者への情報提供、並びに利用者及び家族への医学的観点からの指導助言を行ないます。
3. 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行なう曜日、時間は原則として下記の通りです。
月曜日 ～ 土曜日 9時00分 ～ 17時00分
① ただし、上記の曜日が国民の休日、及び年末年始の場合は休診とさせていただきます。
② 上記の曜日、時間で臨時休診する場合があります。
4. 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行なった場合、薬料や注射料、処置料、診察料、訪問診療料といった医療保険にかかる費用とは別に、介護保険制度において定められた利用料を1回につき、下記金額を徴収させていただきます。(ただし、いずれも1月に2回を上限とする)
なお、生活保護等公費受給者証をお持ちの方は、公費制度により負担金が補助される事もあります。

		1割	2割	3割
居宅療養管理指導(Ⅰ) ※医療保険で在医総管又は施医総管を算定していない場合	単一建物居住者 1人	515円	1,030円	1,545円
	単一建物居住者 2～9人	487円	974円	1,461円
	単一建物居住者 10人以上	446円	892円	897円
居宅療養管理指導費(Ⅱ) ※医療保険で在医総管又は施医総管を算定している場合	単一建物居住者 1人	299円	598円	897円
	単一建物居住者 2～9人	287円	574円	861円
	単一建物居住者 10人以上	260円	520円	780円

5. 交通費については頂いておりません。また、交通費以外の費用の徴収が必要になった場合は、その都度、説明させていただきます。
6. 介護サービス等全般にかかるご質問やご要望、苦情などがございましたら、お申し出ください。
また、苦情内容によっては行政窓口をご紹介するなど対応させていただきます。
7. 医師には利用者の守秘義務があり、個人情報 は外部に漏らしません。ただし、居宅療養管理指導は利用者が介護保険サービスを安心して受けていただく為に、サービス担当者会議等において、ケアマネージャーや他のサービス事業者の担当者に必要な情報を提供します。
- ◆ 居宅療養管理指導の提供開始にあたり、利用者に対して上記の重要事項を説明しました。

事業所名

医療法人 弘善会 矢木脳神経外科病院

所在地

〒537-0011
大阪市東成区東今里2-12-13

代表者

谷口 博克

説明者

- ◆ 私は事業所から、居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導についての重要事項の説明を受け、サービスを受けること、並びにその利用料を支払うことに同意します。また、サービス担当者会議などにおいて私並びに家族の個人情報を用いることに同意します。
- 利用者

代理人